

## あわら市放課後児童クラブにおける昼食の提供実現に向けた サウンディング型市場調査実施要領

### 1 市場調査の目的

本市では、放課後児童クラブを市内8クラブ公設にて開設しており、登録児童数は512人となっています。

放課後児童クラブでは、夏休みの長期休業日においても児童の受入れを行っており、昼食については、保護者が家庭で用意し持参している状況であるため、保護者の負担軽減を目的とし、提供事業者へ意見を徴収のうえ、取り組みの検討を考えています。

本サウンディング型市場調査は、民間事業者が実施している弁当注文のシステム等を活用した昼食提供に係る弁当事業者の活用の可能性を把握するとともに事業者の皆様から広く意見を求めることで実現可能な条件等を確認するために、直接対話による意見交換を実施します。

### 2 調査の対象施設

|            |             |                     |
|------------|-------------|---------------------|
| ・金津子どもクラブ  | 登録児童数 107 人 | あわら市花乃杜一丁目 20 番 2 号 |
| ・中央子どもクラブ  | 登録児童数 94 人  | あわら市市姫一丁目 9 番 18 号  |
| ・金津東子どもクラブ | 登録児童数 41 人  | あわら市中川第 17 号 18 番地  |
| ・細呂木子どもクラブ | 登録児童数 46 人  | あわら市滝第 63 号 8 番地    |
| ・伊井子どもクラブ  | 登録児童数 39 人  | あわら市清間第 12 号 4 番地   |
| ・芦原子子どもクラブ | 登録児童数 114 人 | あわら市田中々第 2 号 25 番地  |
| ・本荘子どもクラブ  | 登録児童数 50 人  | あわら市下番第 7 号 1 番地    |
| ・北潟子どもクラブ  | 登録児童数 21 人  | あわら市北潟第 35 号 11 番地  |

### 3 スケジュール

#### (1) 参加受付

対話への参加を希望される事業者の方は、エントリーシート及び事前ヒアリングシートに必要事項を記入し、電子メールにより次の参加受付期間内に申込先へご提出ください。

なお、件名は「【参加申込】放課後児童クラブにおける昼食提供に係るサウンディング」としてください。

<参加受付期間>

令和6年8月13日（火）から令和6年9月13日（金）まで

<申込み・問合せ先>

福井県あわら市子育て支援課

あわら市市姫三丁目 1-1

電話：0776-73-8021 FAX：0776-73-5688

E-mail：kosodate@city.awara.lg.jp

## (2) 対話の実施

アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。

対話の実施日時及び場所については、エントリーシート受付後、別途調整させていただきます。

### < 予定日時 >

令和6年9月下旬頃

各事業者 30分～60分程度（申込み後、個別に調整します。）

### < 場所 >

あわら市役所（あわら市市姫三丁目 1-1）

### < 対象者 >

本事業の実施主体となる意向を有する事業者

※対話に出席する人数は、3名以内としてください。

## 3 対話の内容

主に次の項目について、実現可能ご意見及びご提案をお聞かせください。事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

次に掲げる項目以外についても、ご意見をお聞かせください。

### 主な対話項目

#### (1) 本事業への参画について

- ・本事業への参画意欲について

#### (2) 本事業に関する意見について

- ・事業目的について
- ・昼食提供の食数等の設定について
- ・配送対象クラブについて

#### (3) その他

- ・想定スケジュール
- ・上記項目以外のことについても、必要に応じてご意見・ご提案をお願いします。

## 4 留意事項 ※必ずご確認のうえ、お申込みください。

### (1) 対話への参加の取扱い

ア 対話への参加実績は、本事業における事業者選定の評価対象とはなりません。

イ 対話内容は、今後事業実施条件を検討する際の参考とさせていただきます。また、双方の発言等は対話時点での想定とし、発注方法及び仕様等を約束するものではありません。

## (2) 費用負担

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

## (3) 追加協力をお願い

後日、再度対話(文書照会含む。)をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

## (4) 実施結果の公表(事業実施となった場合)

ア 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表する場合があります。

イ 公表に当たっては、事業者のノウハウ等を保護するため、事前に参加事業者の内容を確認した上で公表します。なお参加事業者の名称は公表しません。

## (5) 提出書類の取扱い及び著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、対話の結果公表や今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

参加事業者は、対話を通じて得た情報を外部に漏らしてはいけません。

## (6) 参加除外要件

参加受付期間のいずれかの日において、次の要件に該当している場合は、対話に参加することができません。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者

イ 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをした者にあつては、再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がされている者

ウ あわら市暴力団排除条例(平成23年あわら市条例第7号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等、又は、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの